

平成25年6月定例会 総務委員会（事前）

平成25年6月5日（水）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

藤田元治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時09分）

これより、政策創造部関係の調査を行います。

この際、政策創造部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

【報告事項】

- 「本四高速全国共通料金対応戦略」（案）について（資料②）
- 新たな過疎対策の実現に向けた「徳島からの提言」について

妹尾政策創造部長

それでは、6月定例会に提出を予定いたしております政策創造部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元に御配付の総務委員会説明資料の1ページをお開きください。

平成25年度一般会計補正予算案でございます。

補正総額は、総括表一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、5,326万円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、44億8,394万3,000円となっております。

補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

総合政策課でございます。

（目）企画総務費の摘要欄①、企画調整費のア、新規事業「本四高速全国共通料金対応戦略スタートダッシュ事業」でございますが、平成26年度に実現見込みの、本四高速への全国共通料金制度導入に向け、効果的なPR活動を実施するため、キャッチコピーやロゴマークを活用した共通のPRグッズ・ツールを作成する経費として、200万円を計上しております。

その下のイ、「阿波尾鶏を活用した地域資源循環創造事業」5,000万円につきましては、総務省の交付金を活用し、阿波尾鶏の鶏糞等を活用した肥料の商品化などを目指す事業でございます。

一番下（目）観光費の摘要欄①、観光交流推進費のア、こちらも同じく「スタートダッシュ事業」でございますが、こちらは、橋を渡って来県される皆様に、共通料金制度導入のメリットを先取りして実感していただくため、「にし阿波」をフィールドに、アンケート調査キャンペーンの社会実験を行う経費として、126万円を計上しております。

以上、総合政策課合計で、5,326万円の増額補正をお願いしております。補正後の予算総額は、8億1,454万7,000円となっております。

3ページを御覧ください。「その他の議案」といたしまして、2点、提出を予定しております。

まず、（1）の条例案、①「徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、引用条項のズレが生じたため、所要の整理を行うものであります。

次に、（2）「関西広域連合規約の一部変更に関する協議について」でございますが、広域連合議会の活動を充実するための議員定数見直しに当たり、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく連合規約の一部変更について、同法第291条の11の規定により、議決をお願いするものであります。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、2点、御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、「本四高速全国共通料金対応戦略」（案）についてでございます。

1の「策定趣旨」でございますが、本県が全国に先駆け、「格差是正」を主張し、県議会の御協力も得て、その実現を繰り返し求めてまいりました、「本四高速への全国共通料金制度の導入」が、平成26年度に、実現が見込まれております。

また、四国横断自動車道の鳴門JCTから徳島ICまでの開通をはじめ、本県の、陸、海、空の交通体系が、平成26年度に大きく進化を遂げる見込みとなっております。

この「千載一遇のチャンス」を最大限活かし、県の総力を結集した取組みを加速し、本県の更なる発展に繋げるため、この戦略を推進するものでございます。

2の「対応戦略の推進方針」の（1）ですが、各分野にわたる対策を、直ちに取り組むもの、補正予算を含め、速やかに取り組むものなどを盛り込み、併せて、戦略の実現に必要な政策提言を国に対して実施することとしております。

（2）の戦略の展開としましては、当初予算計上事業と併せて、6月補正予算による追加的対策を盛り込んだ「第1弾」を6月にとりまとめ、着実な進捗管理を図るとともに、適時に戦略を更新してまいります。

3の「戦略の体系」としましては、全国共通料金制度導入により拡大する本県のメリッ

トや、魅力を全国に発信する「とくしま発信戦略」など、この7つの基本戦略を展開することとしております。

4の「推進期間」については、平成25年度から平成26年度までとしております。

次のページをお開きください。

「第1弾」（案）の事業の概要を記載しております。

7つの基本戦略ごとの事業概要を、当初予算、6月補正予算別に記載しております。

1）とくしま発信戦略では、13事業7,267万1,000円を盛り込み、下段ですが、6月補正予算として「対応戦略スタートダッシュ事業」のうち、とくしま戦略的プロモーション事業を盛り込んでおります。

以下、それぞれの戦略ごとに代表的な事業を記載させていただいており、右下の囲みでございますが、全体で当初予算で対応するものが合計で、168事業、約159億円、6月補正で対応の強化を予定したものが13事業9,126万円となっております。

ページの一番下には、主な「政策提言」を記載しております。

次のページからは、各基本戦略ごとの個別の事業、最後の2ページには政策提言となっております。

続きまして2点目でございます。これについては、配付資料はございませんが、新たな過疎対策の実現に向けた「徳島からの提言」についてでございます。

昨年度、知事を会長として、過疎関係市町村長、各界の代表者、有識者などで構成する新過疎対策戦略会議を設置し、国の動きを先取りし、地域の実情を踏まえた新過疎対策の検討を進めてまいりました。

さらに、県議会での御論議を踏まえ、26項目からなる「徳島からの提言」としてとりまとめ、先月8日に、関係10市町村長の皆様と、全国に先駆け、国に要望したところでございます。

今後とも、県議会や関係市町村の皆様と力を合わせ、国の動向を注視し、過疎地域の振興に結びつく新たな過疎対策の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

提出予定案件の説明及び報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田元治委員長

次に、関西広域連合議会議員の北島委員から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

【報告事項】

- 「関西広域連合議会」について

北島委員

関西広域連合議会につきましては、昨年度は、広域連合特別委員会で報告しておりましたが、同委員会が本年2月定例会で廃止されたことに伴い、今年度から、総務委員会で報告させていただきたいと思っております。

それでは、前回の報告以降に行われた関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

まず、4月13日に和歌山市において開催された会議についてであります。

当日は、まず第7回の議員定数検討部会が開催され、総定数を現行の29名から7名増員し、36名とする新たな議員定数及び議席配分が決定されました。

徳島県は従来通り3名で、増減はありません。

これに伴い、関西広域連合議長より関西広域連合井戸連合長あて、議員定数、議席配分について規約改正を依頼したところであります。

この議員定数の変更につきましては、今定例会に議案として提出されております。

次に、第4回産業環境常任委員会が開催され、まず、広域産業振興局から、広域農林水産振興の推進について説明が行われました。

これに対し委員からは、T P P参加の動きを踏まえ、関西の農林水産業の目標や方向性を今後検討していくべきなどの意見が出されたところであります。

次に、5月11日に、大阪市の関西広域連合本部において開催された会議についてであります。

まず、第14回総務常任委員会が開催され、本部事務局から、次期広域計画策定に係る論点骨子案についてなどの説明が行われました。これに対して委員からは、広域連合のメリットをいかに住民や市町村に示していくのが重要であり、定性的と定量的の両面で示していくべきであるなどの意見が出されました。

さらに同日、第1回広域行政システムのあり方検討部会が開催され、本部事務局から、地方分権改革の推進や道州制のあり方研究会の概要について、説明が行われました。

これに対し委員からは、関西広域連合がそのまま道州制に転化するものではないという大前提が壊れるようでは困る。この点はしっかり連合委員会に伝えるべきなどの意見が出されました。

報告は、以上でございます。

藤田元治委員長

関連して、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思っております。

【報告事項】

- 「関西広域連合委員会」について（資料③）

妹尾政策創造部長

関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。

今年度の関西広域連合委員会等の県議会への情報提供方法につきましては、ただいま北島委員からもお話がありましたように、総務委員会において、関西広域連合委員会の開催概要全般について、政策創造部から報告させていただきます。また、関西広域連合委員会終了後、速やかに、関係資料を総務委員会委員の皆様全員に、郵送等によりお渡しするという形で対応させていただきたいと存じますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に御配付の資料2を御覧ください。

2月議会の閉会以後、本日までに、計3回の関西広域連合委員会が開催されましたので、その概要につきまして、主な協議事項等を御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

3月28日、第31回関西広域連合委員会での協議事項であります。

まず、ワールドマスターズ国際大会の招致についてでございます。

次の2ページでございますように、国際マスターズゲームズ協会から関西広域連合への提案として、ワールドマスターズ国際大会の2021年大会を日本で開催することについて、今年7月までに、開催提案書が提出された場合には、日本での開催を先行決定する旨の提案がなされたところでございます。

関西広域連合では、今後、招致に向けて検討、調整を進めることとし、今年8月に開催される、イタリア・トリノ大会に視察団を派遣いたしまして、最終判断することとしているところでございます。

次に、6ページをお開きください。次期広域計画の策定についてでございます。

関西広域連合の現行の広域計画期間は、設立当初から平成25年度までの概ね3年間とし、計画期間の満了年度である平成25年度に次期広域計画を策定することとしております。

これまでの取組みをもとに、7ページからの論点骨子案を確認したところであり、引き続き計画策定過程において、連合委員会や連合議会に随時報告することを確認したところでございます。

なお、連合委員会における、その他の協議事項につきましては、資料表紙に記載のとおりでございます。

11ページを御覧ください。

4月25日、第32回関西広域連合委員会での協議事項であります。

まず、今夏の電力需給対策についてでございます。

関西電力の八木社長等から、今夏の電力需給見通しについて説明がございました。

これを受けまして、関西広域連合としては、「1 関西電力管内における今夏の節電のお願い」といたしまして、昨年並みの節電をお願いする、期間は、7月1日から9月30日までの平日とする、ことなどを決定したところでございます。

14ページをお開きください。

本県といたしましては、4月25日の連合委員会におきまして、関西ライフスタイルの転換に向けた「サマータイム」の実施、家族でおでかけ・節電キャンペーンの実施、「歩行

者用信号機」の完全LED化など、「節電・省エネ行動」の共同実施について提案を行い、関西広域連合のメンバーとして、積極的な取組みを呼びかけたところでもあります。

15ページを御覧ください。

次に、「道州制基本法案」についてでございます。

政府与党が検討を進めている「道州制基本法案（骨子案）」について、今通常国会に提出される可能性がありますことから、「道州制基本法案（骨子案）」に対する申し入れを發表し、その後、5月10日に、井戸連合長から自民党、公明党へ申し入れを行ったところでございます。

20ページを御覧ください。

次に、広域連合規約の改正についてでございます。

規約改正の目的についてでございますが、広域連合議会の活動の充実、強化を図るため、連合議会内において議員定数の見直しの協議が行われておりましたが、協議結果を受け、連合議会議長から井戸連合長に、規約改正の要請が行われ、議員定数を現行の29人から36人に拡大することを内容とする、広域連合規約の改正を行うことを決定したところでございます。

なお、本県の議員定数は3人であり、変更ございません。

25ページをお開きください。

大阪府及び徳島県ドクターヘリの関西広域連合への事業移管についてでございます。

本県が事務局を担う広域医療に関して、既に広域連合に移管されている3府県ドクターヘリに加え、徳島県ドクターヘリ及び大阪府ドクターヘリが、関西広域連合へ事業移管されたことについて報告が行われたところでございます。

なお、連合委員会でのその他の協議事項につきましては、資料表紙に記載のとおりでございます。

続きまして、26ページをお開きください。

5月23日、第33回関西広域連合委員会での協議事項であります。

まず、道州制のあり方研究会との意見交換についてでございます。

道州制のあり方研究会につきましては、政府与党が、道州制導入の方針を示している中、中央集権的道州制の導入が強行されないよう、関西広域連合として、道州制の問題点や課題を明確に指摘するため、去る3月2日に設置したところであり、これまで3回の会合が開催されたところでございます。

なお、研究会の新川座長を初め4人の委員が出席し、28ページ以降に記載のとおりこれまで3回開催されました、道州制のあり方研究会での検討経過の説明の後、連合委員会の各委員との意見交換が行われたところでございます。

次に、37ページをお開きください。

最後の項目でございますが、今夏の節電対策についてでございます。

4月25日の連合委員会で決定いたしました、関西電力管内における、昨年並みの節電の着実な実施に向け、家庭や企業に対して、具体的な節電対策を提示し、呼びかけを行うこ

とといたしております。

なお、連合委員会におけるその他の協議事項につきましては、資料表紙に記載のとおりでございます。

関西広域連合委員会に関する報告は、以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

森本委員

全国共通料金制度導入に向けて、徳島県なりのアクションをしていく、さらには県民の気運を高めるということが、今回のメインになっているんじゃないかなと思っております。

わかりきったこととは思いますが、早くも周りからこういう声が聞こえてきております。現在の5千何百円かを3,200円にするという話ですが、もっと安いぞというのが我々の実感であります。私もよく本四高速道路を使うんですが、土、日なら片道2,400円くらいかな。平日でも夜間は2,700円くらい。お昼もETC割引だったら平日でも3千数百円かな。今、県が目指している統一料金3,200円に比べて高くはないし、逆にETC割引を使ったらそれよりもはるかに安く行けるとというのが現状であります。これ当然、知事初め理事者もおわかりの中でこうしたPRをしていくわけなんですけど、やっぱり県民の中にそうした疑問も若干あります。私も最初これを見たとき疑問がありました。こんな馬鹿なことがあるかと。今のままおいておいてくれた方がまだましじゃないかという声が現実にあるわけです。今後どういう方針で、割引料金の位置づけをしていかれるのか、最初に説明していただきたいと思います。

相田総合政策課長

ただいま森本委員から、本四料金の動向に関して、料金割引があるということで、今後の全国共通料金の導入に当たって、どういった方向になっていくのかということで御質問をいただきました。

まず、本四高速の、全国料金の現状について御説明をさせていただきますと、本四高速につきましては、他の高速道路に比べまして、割高な料金設定から、本県の観光振興、農林水産物などの流通、それから企業誘致等、知事がよく「平成の大関所」と言われているところでございます。これにつきまして、本県が全国に先駆けまして、議会の皆様の御協力をいただきまして、たくさん提言してまいったところ、平成24年2月に開催されました本四高速の料金等に関する調整会議におきまして、全国の共通料金については、平成26年度より導入することを目指す、その具体的な実施方針につきましては、平成24年度末を目

途に取りまとめるという方向性が示されているところでございます。

現状、国土交通省におきまして、そういった合意を踏まえまして、社会資本整備審議会道路分科会の国土幹線道路部会におきまして、高速道路の今後の料金制度のあり方について審議がなされております。その中で、本四高速の料金につきましても全国共通料金制度を導入するための具体的な実施方針を含みます検討報告が行われているという状況でございます。

今、森本委員から料金のお話がございました。現状の制度を申し上げさせていただきますと、神戸淡路の鳴門自動車道で申しますと、神戸西と鳴門間で、普通車の通常料金が5,450円でございます。それが平成26年度以降、全国共通料金制度が導入されたとした場合、あくまでも徳島県の試算でございますが、陸上部がネクスコ並み、海峡部については伊勢湾岸道路並みということで、前提条件を置かせていただいて試算させていただきますと、その5,450円が、通常料金については、3,200円になるということで、2,250円の値下げになるという状況でございます。それから、ETCの土、日祝日料金につきましては、現行5割引ということになっておりまして、2,550円という状況でございます。それが料金割引がそのまま継続されたとしたら、全国共通料金が入りますと、約1,600円というところになるということで、かなりの値下げが見込まれるところではございます。

ただし、今、森本委員から御指摘がございましたように、この料金割引制度につきましては、平成20年度から国が実施しております。この制度につきましては、平日が3割引、土日祝日が5割引でございますが、今年度末までという適用期限がなされております。仮に割引が廃止されますと、委員御指摘のように全日通常料金に戻る可能性もあるということでございまして、委員から御発言がありましたとおり、共通料金が入っても、逆に値上げとなる可能性がございまして、この点につきましては、そういうことでは困るということで、県といたしまして割引についてはぜひとも継続していただきたいと考えております。

具体的な動きとしましては、去る5月30日に飯泉知事が国に対する徳島発の政策提言を行ってございますけれども、その中で共通料金の確実な導入ということ、それからもう一点、料金割引の平成26年度以降の維持していただきたいという点を、提言をさせていただいているところでございます。今後とも、徳島県だけでなく、四国知事会であるとか、近畿ブロック知事会等、各種の近隣府県の連携もとりながら、料金割引につきましては是非継続していただくように提言を適宜行ってまいりたいと考えております。

森本委員

政策提言していることはもちろん知ってます。やっぱり利用者にとったら平成20年度から続いていた割引制度は定着してしまっています。私も車で走るときはいつも思います。丸4年たったら、夜だったらこうだな、土日だったらこうだなと、頭の中がそれに慣れていきますのでね、今さら共通料金になって3,200円、5,450円から2,200円下がりましたというのは、多分、県民に説得力がないと思うんです。県は何をしよったんだということを

逆に言われると思うしね。やっぱりこのところは、割引制度の堅持は全力を挙げてやっていただきたいなと思っております。今までどおりの値引きはしたは、その上割引にしてくれというのはなかなか難しいとは思いますがね。割引率はともかく、割引制度が堅持できるような形でがんばっていただきたいなと思っております。そうでないとやっぱり、暫定措置だからこの年度末で切れるというのは、我々はわかっていますが、なかなか一般の方はわからないし、県は何しよったんな、逆に高くなったでないかという声は必ず聞こえて来ます。これまた関所がもっと厳しい関所になる確率が高いので、何としても堅持いただけるようにがんばっていただきたいと強くお願いをいたします。

あと一点。午前中の公安委員会でもたくさん御意見がでましたけど、ネット選挙について少しお伺いします。

選挙違反あるいは選挙に対する取締りというのは警察、そしてまた各都道府県の選挙管理委員会、市町村の選挙管理委員会、こうした所が一体になって初めてきちんとした制度として居着くものだと思っております。今回のネット選挙、大変複雑な形になっておりますし、おそらく警察庁初め、大変な大混乱が起こるんじゃないかなと思います。選挙違反の可能性が無制限になるわけなんですよね。範囲も方法も。こうした中で、選挙管理委員会として今現在、来るべき参議院選挙に向けてどのような対応をすべく準備をされているのかお伺いいたします。

延市町村課長

選挙の管理執行に関することでございますので、県選挙管理委員会書記長の立場でお答えさせていただきます。

今般、公職選挙法が改正されまして、委員お話のとおりインターネット選挙が解禁ということになりました。これまでは、選挙運動に際しまして、いわゆる文書図画の頒布にいたしましたり非常に規制をかけられておった。今回、それについてインターネットが解禁されたというのが、今回の公職選挙法の改正でございます。

選挙管理委員会の役割といたしましては、この法改正の内容を、広く県民の方にお知らせするというのが、まず1番目に重要な役割であると認識しておりまして、今現在、県選挙管理委員会のホームページにおきまして、インターネット選挙の解禁ということで御覧いただきますと、総務省のホームページにリンクを貼らせていただいております。それでいろいろな情報を提供させていただいております。今後、県選挙管理委員会といたしましては、市町村の選挙管理委員会でありますとか、警察等々と連携いたしまして、特に啓発関係は市町村の選挙管理委員会、各市町村と連携してさせていただこうと思っております。具体的には、総務省が啓発用に作成したチラシ等がございます。こういったチラシを、たとえば県でありますと、県民サービスセンターへ配付する、あるいは関係機関、市町村でありますとかコンビニエンスストアでの配付でありますとか、そういったことについても検討させていただいております。今後は、さらに地元紙への周知、新聞広告でありますとか、そういったことも積極的に取り組んでいきまして、県民の皆様にも広く周知徹底に取り組ん

でいきたいと考えております。

森本委員

対応はいろいろお考えだと思います。改正公職選挙法のネットの部分だけ見ても相当な分量があるんですね。私達も勉強会などを何度もしているんですが、相当細かい部分があるし、県の選挙管理委員会や、もちろん市町村の選挙管理委員会にも、どんな問い合わせが来るかわからないと思います。行政としてそれに対応できなかつたら、さらにこれからのネット選挙に混乱を来すのではと若干、危惧をしております。

今でも、微妙なことを選挙管理委員会に問い合わせたら、警察に聞いてくれませんかということがあるし、警察に聞いたら、まず選挙管理委員会に問い合わせしてくれませんかと言う。これ毎回あるんですよ、選挙になったら。心配して問い合わせをしたら、なすりつけあいみたいなことが割とあります。今回はいつも以上に問い合わせがあると思うので、たぶん、コンビニに配るチラシ、県民サービスセンターに配るチラシだけでは、理解できないんじゃないかと思うので、ひとりでも多く熟知していただいて、市町村の選挙管理委員会にも勉強していただくように、そんな体制をとっていただきたいなと思います。

次の参議院選挙だけじゃないんで。これからの衆議院選挙、統一地方選挙、すべてに関わってくる問題であります。大変だとは思いますが、がんばっていただきたいと思っております。以上です。

大西委員

今、森本委員さんが質問されましたが、私もお聞きしようと思ったんですけど、このインターネット選挙の解禁で、今の書記長のお答えだと、周知に努めるということを一先懸命おっしゃいましたが、それは当然そういうことなんでしょうけども、来月、7月の参議院選挙から適用されるということなので、どんな状況なのかということをお聞きしておかなくてはいけないと思います。

まず1つは、何か予算的に県が負担するものがあるのかどうか。国政選挙ですから、今回の選挙ではおそらくないと思うんですね。もう一つは、このネット選挙のことで、徳島選挙区の参議院選挙、また比例区選挙等で、徳島県の選挙管理委員会に届け出の必要がある事項はあるのか。徳島県の選挙管理委員会としてはこのネット選挙に関しては、問い合わせに応答するだけなのか、それともいわゆる選挙執行について、何らかの関わりがあるのかないのか、これだけ簡単にお答えいただきたいと思います。

延市町村課長

まず、予算につきましてでございますが、委員お話のとおり、今回の参議院の通常選挙からこのインターネット選挙が解禁となります。今後、いろいろと啓発活動を考えてございます。参議院選挙の啓発と合わせて、国政選挙の執行経費の中で、充分啓発していきたいなと考えております。

あと、県選挙管理委員会のほうで、届け出の必要があるのかといったところでございますが、立候補の届け出に際しまして、今回の法改正によりまして、届け出事項の中に、いわゆるウェブサイトのURL、いわゆるアドレスについて、1候補につき1つ届け出ができることになっております。県選挙管理委員会では、届け出に際して、そのURLの届け出を受けまして、県報告示を行います。また、マスコミにも提供させていただいたり、県選挙管理委員会のホームページで、各候補者のURL、WEB上のアドレスの周知をはかっていくといったような具体的な手続が法改正によって出て来るといった状況でございます。

大西委員

そうすると、URL、アドレスを徳島県選挙管理委員会に届け出なければ、徳島県内でネット選挙ができないということですか。

徳島選挙区については、そういうことも考えられるかなと思うんですが、比例区については、よく事務所の届け出で、主たる事務所とそれ以外の事務所を徳島に置く場合は、徳島県の選挙管理委員会に届け出なければいけないというのがあるんですけども。

徳島県の選挙管理委員会に届け出なければ、選挙違反になってネット選挙ができないということなのか、そうではなくて、届け出がなくても全く違反にならないんですよ、ただ届け出たらこういうメリットがあるんですよということなのか、今の説明ではわかりにくかったので教えていただきたい。

延市町村課長

立候補届け出の際に、URLを届け出ることができるということになります。徳島選挙区に関しては、県選挙管理委員会に届け出させていただきますと、私達のほうでマスコミ等への提供等の広報をいたします。比例代表につきましては、中央選挙管理委員会で受付をいたしますので、中央選挙管理委員会へ届け出いただきますと同様に、マスコミへの提供、あるいはホームページ等での掲載がされるものと考えております。県の選挙管理委員会のホームページの中では、そういった中央選挙管理委員会の登録されたアドレスについても確認できる仕組みになっております。

選挙運動につきましては、有権者の方々、候補者の方々、あるいは政党、有権者の方々、皆さんインターネットを活用して、いわゆるWEB等を活用して、選挙運動ができることになりますので、特に、県選挙管理委員会にアドレスを届け出なければできないといったものではございません。ただ、メールにつきましては、一般の有権者は使えないということになっておりますので、政党と候補者に限定されているのが、今回の法改正です。

大西委員

ちょっとわからなかったのもう一回。URLのアドレスは、届け出をしなくても別に違反ではないと。だから結局、届け出しなくても、それを勝手にしていい。それでは、み

んな勝手にするんじゃないでしょうか。届け出をする意味がないと思うんですが。それは違反になるのかならないのか。届け出をしなかったら、それができないのか。関係する人がここにもおりましたので。違反になるのかならないのか。

メールアドレスについては、届け出をするんですね。義務づけじゃないでしょうか。

延市町村課長

立候補に際して、URLを届け出なければならないのかどうか、違反になるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

一般の方も、ホームページ等を使って選挙運動ができることとなります。その際には、そのホームページが選挙運動用であるということ、さらにはその人に直接連絡できるメールアドレスであるとか、そういったものの記載が義務づけられています。ですから、どなたでも自由な形でできるといったものではございませんが、何らかの連絡がつくような形、選挙運動用のホームページであるよ、というような記載が必要になってくるということでございます。

大西委員

今のお答えではちょっと。まだ法律改正されたばかり、ということではあるんですが、先ほど、森本委員がおっしゃったように、来月の参議院選挙から適用するというのに、まだちょっと違反になるのかどうかわからない、ということでは、ちょっと、心もとないなという感じがします。取締りに関して、午前中に私も質問させてもらって、7月の選挙から、その取締りをどうしていくのか、もう時間がないんだからと警察の人が言ってる記事があるんだけど、それと同じだと思います。非常に時間が無い中で、対応しなくてはいけないという、本当に大変だろうなと思いますけれども、これがはっきりわからないと、どういう風にしていいかわからない。最後のお答えで、いわゆるホームページとかそういうので、選挙運動ができる、それが候補者や政党でなくてもできる、ただし条件がある。それはどこに届けるのかとかね、一応規制はありますということなんですけれども、そういったことも、先ほど言われた、広く周知に努めるということに入ってくるのかなとも思いました。けれども、せっかくネット選挙が解禁されて、若い世代やあるいは若くなくてもインターネットをやっている方々が選挙に関心を持って、ネット上でいろんな情報を収集して判断する、ということですので、投票率も上がるかもしれない、上がってほしいという状況なわけです。自分も選挙用のホームページを立ち上げて、私はこういうことでやりますよという人がいたら、教えてあげて、問い合わせに対応しなくてはいけないということも発生するわけでしょう。そうなってきたら、ただチラシを作るだけではなくて、先ほど新聞広告もするとおっしゃってましたが、ほんとにしつかりした普及をしていただきたいなと思います。時間がきましたが、ちょっとあやふやなので。今後どうするかっていうことだけ、最後お答えいただいて終わります。

延市町村課長

県民の方々からの御質問，お問い合わせには，丁寧にお答えさせていただくべく，しっかりと準備を進めてまいりたいと思います。また，一般の方が選挙運動用のホームページを立ち上げる際，先ほど表示義務の説明をさせていただきましたが，特に県選挙管理委員会にホームページの立ち上げを届け出るとか，そういったことは義務としてはございませんので，自由に選挙運動をホームページ上でできるといった制度です。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，政策創造部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（14時55分）